

ぐんまぐらしの ニュース

2021
No.368

群馬県消費生活センター 令和3年10月1日



消費者庁イラスト集より

今回は、「冬に向けて注意したい製品によるケガや事故」についての相談事例とアドバイスをご紹介します。

裏面では、「出前講座」と「借金に関する無料相談会」についてご案内します。

冬に向けて注意したい製品によるケガや事故

不良灯油に注意!!

新しく購入した石油ファンヒーターに、保管していた灯油を入れたところ、エラー表示がでた。



メーカーからは、「灯油に水分が含まれていたためエラー表示がでた。部品交換が必要」と言われた。

アドバイス

暖房器具に昨シーズンの灯油は使わない!

- 灯油は長期間保管すると日光や熱により変質したり、水や異種の油などが混入したりして「不良灯油」になることがあります。
- 不良灯油を暖房器具に使用すると煙が出たり緊急消火ができなくなったりするなど、故障の原因になるので、昨シーズンの灯油は使用しないでください。

低温やけどに注意!!

腰にカイロを貼り、電気毛布のスイッチを付けたまま就寝した。翌朝カイロをはがすと「痛がゆさ」があったので、皮膚科で受診したところ、皮がむけており「皮膚の深い部分までやけどをしている」と言われた。



アドバイス

長時間身体に接触させない!

- カイロやこたつ、電気毛布など、暖かく感じる程度の温度でも長時間皮膚が接触することによって「低温やけど」が起きます。低温やけどを防ぐためには、長時間同じ部位を暖めないことが重要です。
- 低温やけどは見た目より重症の場合があります。痛みや違和感があるときは、すぐに医療機関で受診しましょう。

カセットボンベのガス漏れに注意!!

数年前に購入したカセットボンベを卓上コンロで使用したところ、火が出た。



すぐに消し止めたが、ボンベからシューと音が漏れていた。

アドバイス

使う前に確認しよう!

- カセットボンベは、製造から長期間経過したり、保管環境が悪かったりすると、内部パッキンの劣化などによってガス漏れする可能性があり大変危険です。
- 製造年月日が分からないものや金属部分に変形やさびが見られるものは使用をやめましょう。

不安を感じたり、対処に困ったりした場合には、
お近くの消費生活センターに相談するか、
消費者ホットライン「188 (いやや!)」にお電話ください。



消費者被害防止出前講座をご活用ください

学校や会社、地域の集まり等に職員が伺い、悪質商法の手口や消費者トラブルについて、実際の相談事例やクイズ・ロールプレイなどを交えてわかりやすくお伝えします。
また、オンラインでの実施も可能です。
講座にかかる謝金や交通費は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

☎027-226-2281(群馬県生活子ども部消費生活課)



個人の借金に関する無料相談会のご案内

借金でお悩みの方のための無料相談会を開催します。
相談は借金解決への第一歩です。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

会場・日程(令和3年度)

※今後、日程や会場が変更になる場合があります。

開催地	開催日	受付時間	会場	申込み・問い合わせ先
伊勢崎市	10月13日(水)	17:30~18:30 (夜間開催)	伊勢崎市役所 (伊勢崎市今泉町2-410)	伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
吾妻郡	10月31日(日)	13:00~14:30	バイテック文化ホール 2階 (吾妻郡中之条町西中之条135)	吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166
太田市	11月13日(土)	13:00~14:30	太田市九合行政センター ふれあいホール (太田市飯塚町591-1)	太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
高崎市	11月27日(土)	13:00~14:30	高崎市役所 9階 第91~94会議室 (高崎市高松町35-1)	高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
館林市	12月4日(土)	13:00~14:30	館林市郷谷公民館 1階 ホール (館林市当郷町218)	館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
藤岡市	12月15日(水)	17:30~18:30 (夜間開催)	藤岡市役所 第一会議室 (藤岡市中栗須327)	藤岡市消費生活センター ☎0274-20-1133



消費者庁イラスト集より

- ・事前予約制となります。上記の申込み先へ1週間前までにお申し込みください。
 - ・お住まいの地域にかかわらずご希望の地域でご相談できます。相談時間は1~2時間ですが、内容によって必要な時間が変わります。
 - ・個人の借金が対象となります。(事業用資金は対象外です)
 - ・法律相談、生活再建相談、こころの悩みに関するアドバイスを受けることができます。
- ※県内各消費生活センターでは随時借金に関するご相談を受け付けています。

メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内

★月1~2回程度、消費者トラブルにあわないための注意喚起など、消費生活に関する情報を発信しています！登録は無料です。是非ご利用ください！

登録方法

件名に「メルマガ消費者申込み」と明記の上、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp へ、または右記のQRコードを読み取って送信してください。



消費生活相談のご案内



☎027-223-3001
消費者ホットライン ☎188

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1(昭和庁舎1階北側)
平日 9:00~16:30(電話・来所相談に対応) ※来所相談は予約制
土曜 9:00~12:00/13:00~16:30(電話相談のみ)
※感染症対策の関係で、来所相談を休止する場合があります。

編集・発行 群馬県生活子ども部消費生活課 TEL 027-226-2281 FAX 027-223-8100

※「くらしのニュース」は群馬県金融広報委員会の協力を得て作成しています。